

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月26日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1258

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第12 給料の調整額の適用区分表（略）			別表第12 給料の調整額の適用区分表（略）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
（略）			（略）		
<u>地域課</u>	（略）		<u>警備課</u>	（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する規則の規定は、令和4年3月28日から適用する。